国立民族学博物館標本資料の購入及び寄贈受入れ規則

平成 2 9 年 4 月 2 5 日 規則第 2 号

(趣旨)

第1条 この規則は、国立民族学博物館民族学資料取扱規程(以下「取扱規程」 という。)第4条第2項の規定に基づき、取扱規程第3条第1号の資料の受入 について、必要な事項を定めるものとする。

(購入及び寄贈受入れの審査)

- 第2条 資料の購入及び寄贈受入れを行うときは、文化資源運営会議において、 その適否及びその他必要な事項について審査するものとする。
- 2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する場合は、審査を省 略できるものとする。
 - (1) 海外において資料を購入する場合
 - (2) 国立民族学博物館(以下「本館」という。)が海外で製作を依頼した資料を購入する場合

(民族学資料評価委員)

- 第3条 館長は、文化資源運営会議が資料の購入及び寄贈受入れを決定した資料について民族学資料評価委員(以下「評価委員」という。)を委嘱又は指名し、意見を求めるものとする。
- 2 評価委員を選考する場合は、当該資料についての専門の知識を有し、かつ、 利害関係を有しない者から選考する。この場合において、購入のときは館外の 者、寄贈受入れのときは本館の職員等から選考するものとする。
- 3 評価委員は、資料についての価格評価を行い、その評価書を館長に提出するものとする。

(評価の省略)

- 第4条 前条の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する場合は、評価 委員による評価を省略することができる。
 - (1) 定価のある資料を購入する場合
 - (2) 適正な評価機関又は利害関係を有しない第三者の適正価格である旨の 証明書のある資料を購入する場合
 - (3) 第2条第2項の各号に該当するものを購入する場合

(その他)

第5条 この規則に定めるもののほか、資料の購入及び寄贈受入れに関し必要な事項については、館長が別に定める。

附則

この規則は、平成29年4月25日から施行し、平成29年4月1日から適用する。